

条件①杉並区立学校施設整備計画に基づく施設計画

杉並区立学校施設整備計画に定めた中学校標準建物面積に基づき、必要諸室を計画すると、7,500㎡になります。今回の敷地は、土地の形が不整形であることなどから、廊下等の共用部面積が増え、今回の校舎は、現段階で約8,000㎡となります。既存校舎は約5,496㎡であり、今回計画では既存より約2500㎡増加した校舎面積の学校となります。

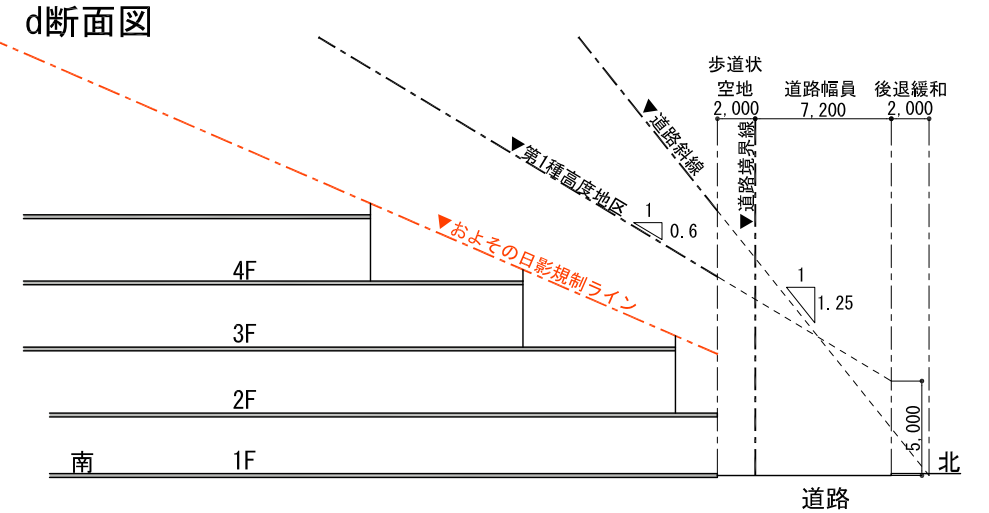
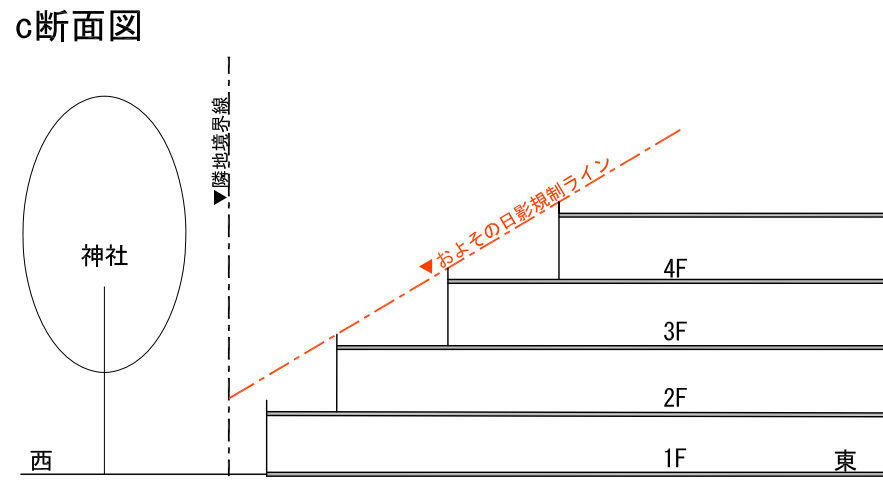
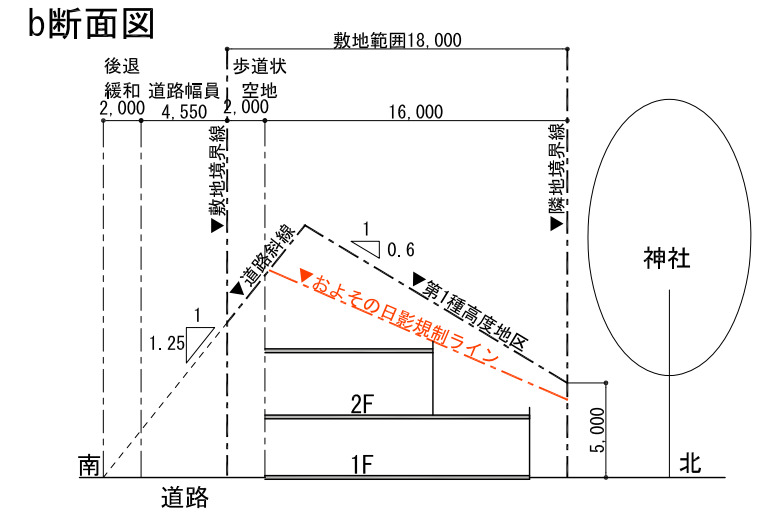
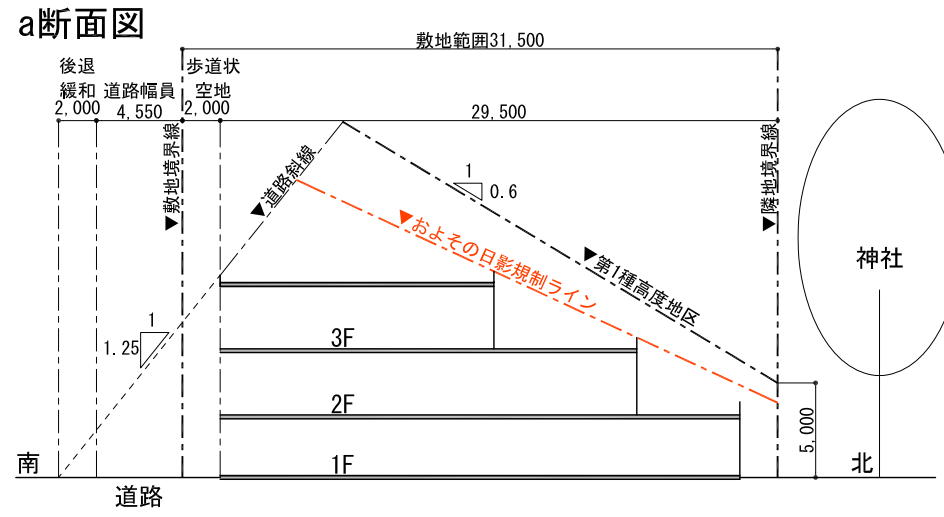
条件②建築基準法の改正

建築物は建築基準法及び関連法令を遵守して計画することが必要となります。
建築基準法における建物の日影規制については、昭和51年に法改正され、既存校舎が建設された時期にはなかった規制です。このため、日影規制について既存校舎は既存不適格建築物となっており、現行法規には適合していません。今回改築する場合は、現行法規に適合させて計画する必要があります。（建築基準法第56条の2）

条件③杉並区条例の改正

建物を建築する場合は、「杉並区まちづくり条例」(H15～)や「杉並区みどりの条例」(H11～)等を遵守することが必要となります。これらの条例等は、既存校舎が建設された時期にはなかったもので、歩道状空地や緑化基準の確保が必要となります。

計画の断面図ではありません。断面上の建設可能範囲を示しています。全体の計画により変動します。
日影規制のラインは建物形状で異なる場合があるため、「およそ」としています。
今後の協議で一部変更となる可能性があります。



断面図位置キープラン

